



I 6月1日(火)に教育振興会総会が開催されました。

「教育振興会」とは、住田町・同窓会(本校卒業生の団体)・PTA・町内各中学校・本校教職員が一体となって生徒の学習を援助するために設けられた組織です。令和3年度の教育振興会総会は町長様をはじめ町教育長様や町内各中学校長様にもご参加いただきました。お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただいた全員の皆様にあらためて御礼申し上げます。教育振興会各種事業の他にも住田町の全面的なご支援により、昨年度(令和2年度)は就学支援金として通学費を541万1千500円、給食費を309万5千442円補助していただきました。今年度も新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ですが、2月には主な事業である「生徒海外派遣研修」を計画しております。また、新たな事業として、「大学生インターンによる住田高校支援」を計画しております。この事業は、大学の夏休み期間中を利用して、大学生を住田町に招待して宿泊体験をしてもらいながら本校生徒との交流を図ることによって、本校生徒の視野を広げ、進学に対する具体的なイメージを持ってもらおうとする企画です。同時に、林業をはじめとした住田町の魅力についても知ってもらい、その魅力を宣伝してもらうことにより住田町の交流人口を増やそうとする目的もあります。以下に、承認された内容の概要を紹介します。

【日 時】令和3年6月1日(火) 18:15~19:30 場所:本校「視聴覚室」

【参加者】(敬称略)

神田謙一(町長)、瀧本正徳(教育振興会長・町議会議員)、菊池孝(町議会議員)、菊池宏(町教育長)、多田裕一(町教育次長)、千葉修悦(同窓会長)、高橋幸治(PTA会長)、及川賢一(世田米中学校長)、岩角聖孝(有住中学校長)、紺野貴代子(同窓会副会長)、小山秀司(校長)、伊藤晃(副校長・事務局長)、遠藤恵(事務長)、菊地均(事務局)、吉田一知(事務局)、紺野勇樹(事務局)以上16名

【予 算】

町補助金(426万円)+PTA補助金(130万円)+同窓会補助金(10万円)+繰越金(79万8千149円)
雑収入(51円)=合計(645万8千200円)

【主な事業計画】※新型コロナウイルスの感染状況により、変更又は中止となる場合があります。

(1) 海外交流事業

令和4年2月に二週間程度、6人(1・2年生対象)の生徒及び引率教員1名をオーストラリアに派遣予定

(2) 町内中学校との合同芸術鑑賞会

令和3年9月2日に古典芸能(桂宮治の愉快な落語ライブ)を住田町農林会館で実施予定。

(3) 「地域創造学」の学習活動補助

住田町や自分の住む地域の魅力を再発見し、将来、地域の活性化を担う人材を育成するための「地域創造学」に係わる講演会や移動バス等の諸経費を補助します。

(4) 部活動補助事業

部活動を活発にするための備品・消耗品・大会遠征費等を補助します。

(5) 県外や県内で実施される小規模校サミットへ参加し、小規模校の魅力化を図ります。

(6) 住田町と連携協定を結んでいる津田塾大学との交流を行います。

(7) 県外からの本校への入学希望者(地域みらい留学)を増やすための取組を継続します。

- (8) 筑波大学等を中心に、林業や農業を専攻する学生を住田町内にお呼びし、インターン（研修実習生）として住田町への理解を深めてもらうとともに、本校生徒とも交流し、本校生徒に対して大学での勉学や生活について知る機会を提供します。
- (9) 大学等での公開講座の参加費や上級学校見学会への移動バス代金を補助します。
- (10) 生徒の学習活動（クラッシー）に係わるインターネット回線使用料を補助します。
「クラッシー」とは模擬試験や学習教材を開発しているベネッセという会社が運営しているもので、それを利用することにより、自分の模擬試験での成績や全国順位などを知ることができます。
- (11) 受験対策には欠かせない小論文模擬試験等の諸経費を補助します。
- (12) 地域のみなさまや中学校に住田高校に対する理解を深めてもらうためのPR活動を行います。

II 5月12日（水）県高校総合体育大会壮行式が行われました。

本校体育館において、大会に臨む選手を激励するための壮行式が行われました。アーチェリー部・バスケットボール部・バレーボール部・ソフトテニス部・陸上競技部の5つの部に所属する生徒たちが久しぶりの大会参加に向けて堂々の行進と決意のことばを述べてくれました。生徒会長の佐々木優弥さん（3年A組）が生徒を代表してあいさつしました。その後、応援団長の井上遼汰さん（3年A組）の先導によりエールを行いました。コロナ禍の中で大声を出すことはできませんでした。昨年度は高校総合体育大会自体が中止となり、練習の成果を発揮する機会もないままに、全国の高校生は大変悔しい思いをしました。本年は感染症対策を取りながらの実施となりました。そのため、応援できる人も限定されるなど、例年通りの開催とはなりませんでしたが、大会に参加できる喜びを実感できる壮行式となりました。選手のみなさんには、まず参加できたことに感謝し、試合を通じて学んだ事柄を今後役に立ててほしいと思います。試合で学べることは、具体的には以下の（1）～（3）のような事柄になります。



（1）「集中することの難しさ」

試合前や試合中には対戦相手のことなど、考えることがたくさんあります。その中で、自分が本来もっている実力を出し切ることはとても難しいことです。周囲に圧倒されることなく、自分自身を見失わないためにはどうすればよいかを考える機会にしてほしいと思います。



（2）「目標に向かって本気で努力することの大切さ」

多かれ少なかれ、誰でも努力はしますが、「本気で努力」できる人は多くはありません。「本気で努力」した結果、目標を達成できなかったとしても、努力した自分を自分で褒めることができるのであれば、目標達成よりも大切なものを手に入れたこととなります。努力はしたけれども、本気度が足りなかったと思う人は、3年生は次の就職や進学に向けて、1・2年生は次の大会に向けての勉強の機会としてください。



（3）「大会を支えてくれた人たちに感謝」

休日の練習試合のために自動車で送迎してくれた保護者の方々、コロナ対策をしながら大会を運営して下さった方々に感謝の気持ちを忘れないようにしたいものです。スポーツの大会に限らず、社会人となっても何かを計画・運営する人には大変な苦勞があることもわかってほしいと思います。そのような人々に感謝とねぎらいの気持ちを持つことは社会人としての大切なマナーでもあります。今回の大会が、感謝する心を学ぶ機会となったならば良かったと思います。



なお、硬式野球部の全国高校野球選手権岩手大会は抽選会が6月24日（木）午後1時から「キャラホール」（都南文化会館）で行われます。大会は「岩手県営球場」「花巻球場」「しんきん森山スタジアム」の3会場で7月7日（水）～21日（水）の予定で行われます。ただし、本大会も一般生徒応援団の派遣は見合わせるようになる予定です。全校応援できる機会がなくなることは非常に残念ですが、野球部員の保護者や家族は入場できる見込みです。野球部の大会結果を含めて、「樂水樂山」第134号で各部活動の大会結果を報告したいと思います。

Ⅲ 5月25日（火）「1年生対象主権者教育」が行われました。

地域社会の中核として活躍できる人材育成を目標にしている本校は、社会のあり方について考える主権者教育を本校の独自教科である「地域創造学」とともに重要な位置を占めるものと考えております。公職選挙法改正により、満18歳になった高校3年生から選挙ができるようになりました。また、令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律」により、成年年齢を18歳に引き下げることが決まっています。そのために、高校生の段階から社会への関心を深め、その社会を良くするための政治のあり方について考えてもらう機会を生徒に提供することがますます重要になってきています。今回は副校長が講師となり、成田敏輝先生と若林志織先生を補助講師として実施しました。授業の内容を以下の(1)～(5)にまとめたものを紹介します。



(1) 「アメリカ独立宣言」(1776年)の内容紹介

「われわれは、以下の事実を自明のことと考えている。つまりすべての人は生まれながらにして平等であり、すべての人は神より侵されざるべき権利を与えられている。その権利には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれている。その権利を保障するものとして、政府が国民のあいだに打ち立てられ、統治されるものの同意がその正当な力の根源となる。そしていかなる政府といえどもその目的に反するときには、その政府を変更したり、廃したりして、新しい政府を打ちたてる国民としての権利をもつ。」

(2) 日本における選挙権の歴史について

西暦	元号	出来事	選挙権		年齢	条件	備考
			男	女			
1889	明治 22	大日本帝国憲法	○	×	25	国税 15 円	1 円≒現代の 3,800 円
1900	明治 33		○	×	25	国税 10 円	
1919	大正 8	普通選挙運動	○	×	25	国税 3 円	
1925	大正 14	普通選挙法	○	×	25	なし	
1945	昭和 20	太平洋戦争 終戦	○	○	20	なし	
2015	平成 27	改正 公職選挙法	○	○	18	なし	

(3) 日本では女性が投票できるようになるまで、56年の歳月が必要だったこと。

(4) 戦争や内戦をとおして、多くの人々の命を犠牲にして人類が獲得した大切な選挙権であるのに、投票率が低い理由を考えてもらいました。以下に、生徒の考えた内容の一部を紹介します。

- ア そもそも行くこと自体が面倒くさいから。(1年A組Kさん)
- イ 親などがやることだと思っ込んでいる。(1年A組Kさん)
- ウ 投票場所が遠い。(1年A組Sさん)
- エ 自分がしなくても誰かがしてくれるから。(1年A組Tさん)
- オ 行っても意味がないから。(1年A組Cさん)
- カ 自分に合っている人がいない。(1年A組Cさん)
- キ 自分の一票で何も変わらないと思っているから。(1年A組Fさん)
- ク 選挙のことを知らないし、情報が伝わってこないから。(1年A組Mさん)

(5) 次に、投票する人を増やすために必要なことを考えて、意見を出してもらいました。

- ア インターネット投票にする。(1年B組Sさん)
- イ 期日前投票に行けるときに行く。(1年B組Sさん)
- ウ 政治の大切さを教える。(1年B組Kさん)
- エ 投票場所を増やす。(1年B組Kさん)
- オ 年をとった人でも行けるように、投票場所を持ってくる。(1年B組Sさん)
- カ 国民一人ひとりの意見を尊重し合い、大切にすること。(1年B組Yさん)
- キ 行ったら、何かをもらえるようにする。(1年B組Eさん)
- ク 投票に行くようにキャンペーンをする。(1年B組Oさん)

私たちは生徒たちの考えや意見を真剣に受け止め、これからの日本社会を背負っていく若者たちがどのようにしたら未来に希望を持つことができるかを真剣に考える必要があります。今後は、生徒たちの貴重な考えや意見を整理・分析し、第2回の「主権者教育」に役立てていきます。

【参考】公職選挙法 第九条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 日本国民たる年齢満十八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

IV 熱中症に気をつけましょう！

5月の「ほけん便り」でもお知らせしましたが、熱中症に気をつけなければならない時期となりました。全国では熱中症により亡くなる生徒が毎年出ていますので、保護者の方も十分にご注意ください。なお、本年度中に各教室にエアコンを設置予定ですが、工事の関係上、エアコンの使用可能時期は来年度（令和4年度）からとなる見込みです。

《熱中症予防指針》

- (1) 気温 35 度以上⇒運動は原則禁止（活動する必要がある場合は生徒厚生課と副校長が協議）
- (2) 気温 31 度以上⇒激しい運動は中止（10 分～20 分おきに休憩・水分と塩分の補給）
- (3) 気温 28 度以上⇒積極的に休憩（30 分おきに休憩・水分と塩分の補給）
- (4) 気温 24 度以上⇒積極的に水分補給（運動の合間に積極的に水分補給）

★寒気を訴える場合や自力で水分補給ができない場合は、すぐに救急車を呼んでください！

【熱中症による死亡者数の推移】 ※厚生労働省「人口動態統計（確定数）」より

年	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
死者数	1,581 人	635 人	621 人	970 人	529 人

※日本の夏も年々暑くなり、死者数も増加傾向にあります。高齢者の方だけではなく幼児・児童・生徒も犠牲になっています。「命を守る」ことを第一に考えて行動してください。

住田町内住民及び事業者の皆さまへ（お知らせとお願い）

—勤務時間外の留守番電話による対応について—

梅雨の候、住田町内の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、現在、学校や生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教職員の時間外勤務の常態化が課題となっています。岩手県教育委員会が策定した「働き方改革プラン」の目的は、働き方改革の実現により、地域の未来を担う大切な生徒たちに、質の高い教育を持続的に提供できるようにすることです。教職員が健康を維持し、日常の教育活動に意欲的に取り組むための方策の一環として、勤務時間外における電話対応を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

【令和3年6月10日（木）から運用開始中】

- (1) 平日（月曜日～金曜日）

学校へのご連絡・お問い合わせは、7時30分～17時30分までとさせていただきます。それ以外の時間帯は、留守番電話を設定します。録音はできませんのでご了承ください。

- (2) 週休日（土曜日・日曜日）及び休日（祝日）

ア 終日、留守番電話対応とさせていただきますので学校への連絡はご遠慮ください。

イ 学校行事が開催される場合は、上記（1）の平日と同じ扱いとさせていただきます。